

Title	暹甸国銀行の外国為換政策
Sub Title	
Author	久山, 寅一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.4 (1910. 4) ,p.469(103)- 480(114)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100415-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

民の權利を重んずるの信念、人は自己に善を行ふべき天賦の力能を有すとの信仰等、新らしき福音を提供したり、當時ラブリュエールは帝王の壯麗貴族生活の華大驕奢、社會の艶麗等に對照せる一繪畫を畫きたり其畫の評に「男性女性の或動物が田野に散在せるを見るに、皆黒色或は飴色を帯びて日光に焼射せらる、彼等の限りある運命は彼等が不撓不屈の忍耐を以て掘りつゝ働きつゝある處の地なり、彼等は終に之れを脱する能はざるなり、彼等是一種の明瞭なる音聲を有す、又彼等の起立するを見るに其面人に類す、嗚呼誠に彼等は人なり」モーレーは此文を引證して更らに言を爲して曰く「ヴォルテアが嘗て此悲惨なる光景を目睹したりとは考ふる事能はず、眞に此畫をなさしめたるものはルーソーの聲なり、ルーソー出で、世の政治家、哲學者は其心中常に恐怖し憎惡しつゝ、ありし光景を想起し、人間相互の關係を改造すべき一大運動の幻想は遂に其腦裡より脱すること能はざるに至りたり、ヴォルテアの事業は之と異なり

即ち之れが準備先導をなしたるもの、云はゞ庶人をして理性の權威を解するに至らしめたるものなりき。

第十八世紀の後半に於けるルーソー一派の事業は、人に對する信仰を新たにし人生の新理想を作り、社會に一新精神を鼓吹し、人性を基礎とせる宗教を再興せんとしたるに在り、舊時代の宗教の教理と新自然主義とを執りて相比較する時は、其間に天淵の差違を認めずんばならず、神の力を信じ、假定せる神意に對し敬虔なる服従をなし、歡喜極りなく、言語に絶したる應報を望みたる是れ實に舊信仰の源泉なりき、然るに同胞に對する平等の愛、人性に對する確乎たる信念、熱烈なる正義の追求、進歩發達の熱望、如何なる應報も他人と共に受せんとする寛大なる満足、是れ新信仰の源泉なり。

ヴォルテア及びルーソーの代表したる唯理論的運動及び自然主義運動の相違點は、更に兩人の宗教に對する態度を見て知るべきなり、ヴォルテア與へず、又同情もなく只管知識ある社會を學び以て冷靜なる形式主義を奉じ、硬苦しき法則に従ふを以て道德とし、理性を以て思想界の指南車と仰ぎ、物質主義を以て道德上の標準となし、利己主義を以て行爲の原則と考へたり、ルーソーが文明を目して禍因歎原となせるもの實にかくの如き社會觀に胚胎したるを見るべし。(未完)

奥匈國銀行の外國爲換政策

久山寅一郎

中央銀行が外國金貨拂手形を保有し、多少の利殖を謀ると同時に、之を正貨準備に充つるの方策は所謂外國爲換政策又は金爲替政策(Devisen Politik)なる名の下に露西亞銀行、獨逸銀行、奥匈國銀行等に於て盛に行はる。固より各國信用發達の程度並に通貨に對する國民の觀念に相違ある以上は斯る方策が一般に適用せられ得べきや否やに就ては大に考慮を要す可しと雖も、前記諸銀行は常に此方策を利用して大なる利益を收めつゝあり。本稿は千九百九年六月の「エコノミック、ジャーナル」に於ける「The War of Money」氏の所論にして、參考に資す可きもの少

の主張する處はあらゆる宗教は信者にとりては幻想にして僧侶にとりては是れ虚偽を行へるものなり、自然主義の論者は啓蒙運動の懷疑思想にも反對し、且つ又舊教會の主義は正教徒の迷信として之を斥け、新らたに「自然的宗教」を建設して基督教の道德を網羅したるも、超自然的要素若干を斥けたり、吾人は自然的宗教に關しても亦懷疑思想に關しても共に批評をなさざるべし、只自然主義論者が、宗教は人間經驗の重要部分なるが故に全社會の重大事業として宗教を信じたるの一事を特記せざるべからず、革命運動會議の態度はよく之等兩運動の相違を説明するものと云ふべし、該會議は佛國民の信仰すべきものは、最高の實在と靈魂の不滅に在るを斷言し、信仰の定形としてサヴォイヤー、ヴィカー(エミール第四篇)の信仰告白を採用し、懷疑思想及汎神論を以て貴族主義なりとし永續すべきものに非ずと聲明せり。

ヴォルテア及び同論者の抱懷せる文明の意義によれば宗教を貶し、一般人民には何等の權利をも

なからざるを以て、茲に譯出す。

奥地利匈牙利の貨幣制度に就ては過去數年間殊にクナツプ教授が其著 Staatliche Theorie des Geldes に於て之を論じて以來數多の學者の注意を惹起し最近獨逸政府の組織せる中央銀行條例調査委員會の調査に於ても重要な項目とせられたり。余は本論に於て聊か此問題の性質を論じ、併せて之に對する誤解を排除するに勉む可し。

一
 奥匈に於ては奥匈國銀行の發行する紙幣は未だ金貨と兌換せられざるの規定なるを以て、紙幣は當然本位通貨たるの性質を有するものなり。一八九二年銀行紙幣に金貨兌換の性質を有せしめんとして、數多の手段行はれたるは既に世人の知る所にして、奥匈國銀行をして金塊「キロ」に付き三二八〇「グロネ」(鑄造費二「グロネ」を控除す)の割合を以て金塊を買入るゝ義務を負はしめ、斯くして金に對して本位紙幣の價格の騰貴することを防止せんとしたるが如き、其一例なり。爾來純金

一「キロ」は三二七八「グロネ」以下に下落せず、若しも其以下に低落せんか銀行は平價に復するまで買入を繼續せざる可からざるを以てなり。又同年の法律を以て金、銀、銅、白銅貨の鑄造に就て規定し、舊銀貨は漸次市場より回収し、唯グルデン銀貨に限て之を流通せしめ、此銀貨には今日尙ほ無制限法貨の資格を附與す。蓋しグルデン銀貨は一八七九年來自由鑄造を停止し、政府に於て必要とする場合にのみ鑄造せられたるものなるが、一八九二年に至りて全然鑄造を停止し、一九〇八年末國內に流通せる高三億「グロネ」を算せり。然も此貨幣は近々二千八百萬「グロネ」に減せられ、同時に同國に於て盛に需要せらるゝ五「グロネ」貨幣に改鑄せらる可き筈なり。此五「グロネ」貨幣は補助貨幣にして、其鑄造高に一定の制限を存し、二五〇「グロネ」を限つて法貨たるを得。一九〇八年以來銀行は此銀貨を回収して其貯藏に勉めつゝありしが、其目的とする所は近時勞銀大に騰貴し、小額面貨幣に對する需要著

しく増加したるを以て之に應せんが爲めに更に五

「グロネ」以下の貨幣に改鑄せんとするに外ならず。即ち奥大利匈牙利の貨幣制度は貨幣並に紙幣を無制限法貨としながら、一方銀貨に對して自由鑄造を認めざる點に於て、跛行本位制を採用するものと云ふ可きなり。

更に重要な改革と認む可きは一八九二年の法律を以て政府紙幣即ち政府の發行したる法貨紙幣を回収したること是れなり。從來政府は多額の公債を發行し、之に依て得たる資金を銀行に預托して、以て政府紙幣を回収せしめんとし隨て今日政府紙幣は最早市中に流通せざるに至れり。然るに實際に於て銀行は政府紙幣を回収するに金貨を以て引換を行はず、主として銀行紙幣を以てし、一部分グルデン銀貨又は他の小額面貨幣を以てし、金貨は銀行紙幣に對する準備金として貯藏したり。隨て其結果は政府の不換紙幣に代ふるに銀行の不換紙幣を以てしたるものにして、異なる所は前者に準備を存せざるに反し、後者に正貨、手形、

有價證券の準備を存する一事あるのみ。

一八九二年の法律の下に金貨本位制を施行するには奥匈國銀行は其手段として發行紙幣に對し、世間の要求あるに隨ひ、金貨を以て支拂を了するの義務を全うせざる可からず。固より法律に於ては之を命令せざれども、政府銀行共に常に此方針を持續し、殊に銀行は之が爲めに銳意金準備を増加するの注意を怠らず。往年政府より政府紙幣回収の爲めに交付せられたる金貨を以て連年繼續せる有利なる爲換相場を利用して多額の金を購入するを得たり。隨て一九〇八年十二月七日奥匈國銀行の金準備は十一億三千五百萬「グロネ」に上り、其額に於ては唯佛蘭西銀行及び露西亞銀行に劣れるのみ。然も同銀行は單に金塊を蓄積するのみならず、一方に金貨拂の手形を保有するに力を致したり。

銀行條例に據れば、奥匈國銀行は流通紙幣に對して四割以上の正貨を所有せざる可からず。而して斯く準備に充つる正貨は法律を以て奥匈國に於

て鑄造せられたる金貨、金塊、外國金貨及び奧匈國のグロデン銀貨並に小額面貨幣に限らるれども、尙ほ一方に三箇月以内二人以上の確實なる裏書人ある金貨拂外國手形及び要求次第金貨兌換の外國銀行紙幣は六千萬「クローネ」を超過せざる範圍内に於て正貨準備に加ふるを得。而して此以外準備として銀行は割引手形、質入證券、擔保付貸付證書を所有し、外國金貨手形、金貨兌換の紙幣をも此中に包含するを得。而して銀行の發行する紙幣が上記正貨準備を超過すること四百萬「クローネ」以上に及ぶときは銀行は之に對して五分の發行税を納付せざる可からず。此點は獨逸の紙幣發行法と軌を一にす。又一八九九年以來奧匈國銀行は外國に資産を置き、必要の際に之に對して小切手を振出すを得。

斯る狀況の下に於て、奧匈國銀行は常に外國に於て多額の外國手形其他の資産を得ること難からず。銀行は準備金を自行の庫中に保有せんか平時之を死藏するのみにして何等利殖する所なきに反

し、上記の方法に依り、一定の制限を越へざる高を限り、伯林或は倫敦宛手形を準備とすれば之より利子を收得するを得べし。

二 奧匈國銀行は如上の方法を以て金貨準備を増加し、多額の金貨拂外國手形を蓄積したるが、一八九六年に至りて更に重要な手段に依て外國爲換相場の確實を謀れり。即ち同銀行は金貨流通の開始と共に正貨現送點以下の相場を以て外國市場宛手形を賣却せり、蓋し銀行の目的とする所は常に多大の要求拂資産を外國に所有し、如何なる支拂の要求に對しても此資産を以て之に應せんとするに在りたるが此點に於ては充分に奏効するを得、他の完全なる金貨本位を維持し、金貨兌換の行はるゝ國に於て騰貴するより以上に爲換相場の騰貴せざる狀況の下に於て倫敦又は伯林宛手形を賣却したり。

一九〇一年八月奧匈國銀行は更に一步を進め、二〇「クローネ」並に一〇「クローネ」金貨の發行に

着手し、手形の割引、貸付は金貨を以て之を行ふと共に、其一部は之を國庫に交付して官吏の俸給其他國庫の支拂に充てしめたり、然も之に對する一般公衆の氣受けは宜しきを得ざりき。蓋し奧匈國に於ては數十年間人民は紙幣の流通に慣れ、日常の取引に金貨を使用すること少なかりしを以て、今日に於ても金貨よりも寧ろ紙幣を歓迎し、隨て金貨は發行後、直に銀行に歸來したり。一九〇一年八月より一九〇七年末に至るまで銀行は十六億一千六百四十萬「クローネ」の金貨を發行したるが、其中一九〇七年末までに銀行に歸來したるもの十三億八千七百七十萬「クローネ」に及び、流通高は僅に二億三千四百七十萬「クローネ」に止まれり。

然らば現在の狀況如何と云ふに、奧匈國銀行は法律に依て發行紙幣の兌換を強要せらるゝに非ずと雖も、事實に於て銀行の兌換準備は常に充實せるを見る。然も金貨の國內に流通するもの極めて稀なるは畢竟國民が紙幣若くは銀貨の使用に慣

れ、日常の支拂には概ね是等を使用し、而して一方に市中銀行の小切手、郵便爲替、奧匈國銀行の振替貯金等の利用せらるゝが爲めに外ならず。又奧匈國銀行が外國に對する支拂に供する目的を以て金貨の取付に接すること極めて稀なるは同銀行に於て金貨を以て送金するよりも、手形小切手を以て送金する方、送金者に取て却て低廉なる相場にて外國宛手形の賣却を行ふが爲めなり。

以上述べたる所に據て之を見れば、奧地利の貨幣制度たる、リカードの替て主張したる理想と殆ど同一のものなることを發見す可し。唯兩者の異なる所は次の二點あるのみ。即ち第一、リカードは交換の媒介物として金貨の使用を避くることを主張し、人が一磅、二磅、五磅の紙幣と同額の金貨と孰れか一方を選択して、使用する場合には、何人も金貨を使用する事實を擧げ、斯る事實の存する場合に金貨の流通を防ぐには、銀行をして紙幣の兌換にギニー金貨を以てせずして、造幣公價に據る金銀塊を以てせしめざる可からずと

論定したり。然れども上述したる奥匈國民の習慣に據るときは、リカードの所謂制限は全く無用に屬す。蓋し假令銀行は紙幣の兌換に金貨を以てす可きことを強要せらるゝも、一般市場は寧ろ之を歓迎せざればなり。

第二の相違は第一に比較して事稍や重大なり。即ち銀行は發行紙幣の準備金を所有するに大部分金を以てせず、外國の金貨拂手形を以て之に充て、尙ほ其上に日常の支拂に應ずる爲め、短期拂の外國手形其他の資産を所有し、外國に對して支拂を要する者には之を賣却す。隨て銀行業者並に商人は外國に對して債務を支拂ひ又は貸付を爲すに正貨を要求せず、是等の手形小切手を以て其目的を達するを得べし。而して外國に對する支拂多額に上り所有の手形其他の資産を以て之に應ずるに足らざるに至りて、始めて銀行は正貨を輸出するに至るなり。

奥匈銀行が以上の方策を行ふ結果として、最も顯著なるは他の諸國に於けるが如く爲換相場の

變動せざることを是れなり。但し此事たる、奥匈國が今日實際に金貨を所有し、假令法律に據らざるも過去十二年間任意に金若しくは金貨拂の手形を以て支拂の用に供したる事實を顧みれば、寧ろ自然の結果と云ふ可きのみ。

斯く奥匈銀行は之に對する取付に應ずる爲め、充分なる金並に外國手形を常に所有することに成功したるを以て、銀行は若しも法律に規定せられんか發行紙幣を兌換するに金貨を以てするに苦しまざることを明白の數なり。然らば斯る法律の制定は唯事物の表面に變更を加ふるに過ぎず。即ち今日は銀行が隨意に兌換に應ずるものなるに、將來は法律の規定に従て、之を爲すに止まる。然る實際に於ては内地支拂用として金貨の使用せられざるは前述の如く、又法律を以て正貨兌換を規定するも、銀行は外國手形を所有し、輸出價格以下にて之を賣却し、金貨金地金に代つて、手形の外國送金に供せらるゝを見る可し。

三

然るに奥地利に於て金を法律上の支拂に供する制度に對して反對する者少ならず、蓋し、奥匈銀行の割引歩合が他の諸國に於けるよりも低く、且つ其變動の度合少なきは、一般に主張せらるゝ所にして、此事たる、疑もなき事實なり。奥匈銀行の割引歩合は次表に示すが如く過去數年間獨逸帝國銀行の歩合より常に低く、又多くの場合に於て公定歩合より常に低き歩合を以て割引を行ふ英蘭銀行の歩合よりも低歩に居れり。

	英蘭銀行	獨逸帝國銀行	奥匈銀行
一九〇三年	三、七五	三、八四	三、五〇
一九〇四年	三、六四	四、八四	三、五〇
一九〇五年	三、〇一	三、八二	三、七〇
一九〇六年	四、二七	五、一五	四、三三
一九〇七年	四、九三	六、〇三	四、八九

奥匈銀行の割引歩合に變動の少なきは特に注目す可き事實にして、英獨兩國銀行に於けるが如く高歩に上らず、又甚だしく低歩に下らず、一九

〇七年の米國恐慌に際し、英蘭銀行は割引歩合を七歩に引上げ、獨逸帝國銀行は七歩五厘に引上げたる時に於てすら、奥匈銀行の歩合は六歩を超過せず、而して之と同時に其歩合は未だ曾て三分五厘を下りたることなく、變動の回数に於ても、一八九二年より一九〇七年に至る間英蘭銀行は割引歩合を變更したること七十四回に及び、獨逸帝國銀行も亦五十七回の變更を爲したるに、奥匈銀行にては僅に二十一回の變更を爲したるに過ぎず。

市中割引歩合も亦常に伯林倫敦よりも高からず、寧ろ多少の低歩に居れり。此の事實は一九〇七年恐慌時の終に於て特に顯著にして、同年十一月市中割引歩合は三箇月拂手形に對し、維納に於ては平均五分二厘八毛なりしに、伯林にては六分六厘二毛、倫敦にては六分五厘四毛を示せり。

今假に奥匈銀行にして法律上金貨を以て兌換其他の支拂に應ず可きことを規定せられんに、其割引歩合に及ぼす影響果して如何。金貨支拂開始

に反對する者の説に據れば、此際には奥匈國の金利歩合は常に外國に於けるよりも高く、隨て外國の債權者は此高利に誘はれて、自然奥地利に多額の資金を存置するに至る可し。金貨支拂の中止を繼續する以上は、金貨を以て支拂ふと、金手形を以て支拂ふと全く銀行の任意に屬し、法律を以て強要せらるゝことなきが故に、貿易業者にして輸入貨物の代價を支拂はんとして欲する者又は外國より借入れたる資金の元利金を支拂はんとして欲する者は常に銀行より金貨拂の手形又は小切手の形態にて所要の金額を手にするを得べく、又外國金利歩合の高きに乗じ、利鞅を益せんとして外國の資金を輸出せんとするものに對して、右の手形賣却を拒絶せんか、銀行は金貨の喪失を防ぎ、金利歩合の低率を維持するを得べし。然るに法律を以て金貨支拂を強制せんか、銀行は他國の銀行と同じく金貨保存の必要上國際的金貨奪取の圈内に加はらざるを得ず。即ち金準備に對する唯一の保護策として割引歩合を引上げるに至る可し。然る農工業の

利益の爲めには國內市場に於ける金利歩合の騰貴は如何なる代價を支拂ひても之を避けざる可からずと云ふ。

以上の所説は奥地利に於ける總ての政黨に依て支持せらるれども、全然誤まれるものと云はざる可からず。

第一奥匈國銀行が外國に對する投資の目的を以て手形並に金貨を要する者に、其交付を拒絶すと云ふが如きは全く虚構なり。奥匈國銀行は斯る政策を取らざるのみならず、市場の好況なる時は却て自ら貨幣を外國に輸出することを辭せず。即ち内國に於ける資金の需要少なく、銀行準備金の豊富なる際には、銀行は其準備金の一部を外國手形に引換へ、斯くて資金の利殖を謀り、死藏の弊を避けんとす。而して外國に於ける利鞅を益する爲めに銀行に對する手形の需要大に起らんか、銀行は割引歩合の引上を行ふ可し。此場合に銀行が歩合を引上げず、却て金貨並に手形の賣却を拒絶せんか、爲換相場は著しく騰貴するに至る可し、此

現象は一八九六年金貨支拂實行以前と今日の状況とを比較する時は自ら事相を明にするを得べし、即ち一八九三年濠州及北米に於ける恐慌に依て金融に非常なる逼迫を來したる事あり。此時に際し奥匈國銀行は割引歩合の引上を行はざりしを以て、外國人にして奥地利の手形を所持する者は之を維納に送りて支拂を要求したり。然るに當時奥地利の市場には金貨又は金貨支拂手形の何れをも見る能はず、銀行は之を得るの道なかりしを以て、維納に於ける倫敦宛爲替相場は一時一二七グレン六五に騰貴したり。即ち一八九二年公定の平準相場一二〇グレン〇九に比較すれば此相場は六分三厘の打歩に當れり。其後奥地利は屢々倫敦並に伯林に於ける金融逼迫の影響を受けて金貨の流出を惹起したり。然る此場合に銀行は直に金利歩合を引上げ、同時に正貨輸送點以下の相場にて手形を賣却したること恰も金貨支拂開始後に爲す所と異ならず。斯くて諸外國紙幣發行銀行に於けると同じく法貨流通の基礎を確保するを得たり。此

點に關しクナップ教授は奥匈國銀行と他國中央銀行との間に重要な差異ありと誤解し斯る場合に英蘭銀行は紙幣を引換ふるに金貨を以てするに反し、奥匈國銀行は金貨拂の手形即ち外國に所在する金を以てすしたり。然れ共紙幣を銀行に呈示して引換を請求する者は寧ろ此方法に満足せり。蓋し銀行は彼等が金貨を輸出するよりも有利なる相場にて手形を賣却すればなり。而して銀行は金貨塊を輸出して、所要の手形を買入れ置き、以て公衆の需要に應ず。故に之を英獨兩國の方法に比較すれば其異なる點は奥地利に於て金貨を輸出するは私人に非ずして銀行自身なること是れなり。市中の大銀行も亦自ら輸出する能はざるに非ざれども、斯くするとき、中央銀行の感情を害し、手形の再割引に困難を感ずるに至るを以て、市中銀行も亦強て之を爲さざるなり。

奥匈國に於て割引歩合が比較的低歩に在るは企業の盛ならざるに歸因するものなり。國民一般に企業心少なく且つ政治状態の不良なる爲め、生産

事業に活動を見る能はざるが如し。前商務大臣ベーンライター氏が澳地利の金利低歩なるは經濟社會の健全なる徴候に非ず、寧ろ事業の沈衰と國民企業心の缺乏とに歸す可しと云へるは、蓋し當を得たるものなり。

四

クナツプ教授は奥匈國銀行の外國爲換政策は他の發行銀行の割引政策と全く正反對の作用を爲すものなりと云へり、氏の所説に據れば同種の貨幣を通貨とする二國間に於て、金屬の作用に依て自動的に爲換相場の平準を回復せんとするは其當を得たるものに非ず。當局者は國際爲換上に於て標準價格を支持することを以て、特殊の任務とせざる可からず。英獨兩國の割引政策と奥匈國の爲換政策とを對照するに兩者共に其實行に伴つて多少の犠牲に甘んせざる可からず。割引政策に於ては、割引歩合引上の結果、商業家は損失を蒙る可く、爲換政策に於ては斯る場合に銀行に於て國庫より報價を受くる豫望の下に、此種の損失に當る可し。

即ち銀行は營業資金の大部分を以て英國宛手形を買入れ、期限満了と共に、更に新手形を買入るゝに用ゆるが其買入價格が時に利益を得る目的を以てする事あるも然も屢々不利なる相場を以て、買入を行ふことあり。而して銀行は爲換相場が逆と爲るや直ちに平準相場を以て手形を賣却するが故に、手形賣却に關して損失を招ぐこと極めて多し。然も此方法に依り、私人の利益關係のみに從て決定せられんとする爲換相場に平準を保たしむるを得るものなり。隨て銀行は後に國家より賠償を受くるに値すと云ふ。

余は此際クナツプ教授の所謂外國爲換相場の自動的復歸を望むこと能はずとの見解の正しきや否やを検するの範圍内に居らず。此問題は寧ろ貨幣の概念に關するものゝ内にて説明す可きものなれども、唯同教授の意見に就ては少しく注意を乞はざる可からざるものあり。

以上所説の如く手形の賣買に關聯して銀行は損失を蒙ることある可しと雖も、一方に利益を受く

る場合あり。即ち資産の一部を外國銀行に當座預とし、又外國手形とするときは、利子を收得するのみならず、外國爲格相場の變動は銀行の預金殘高に有利なる影響を與ふ。蓋し銀行は相場の低きときに手形を買ひ、其高きときに之を賣ればなり。(註一)銀行の所有する外國手形は平準相場を以て賣却せられず、市價を以て賣却せらるゝを常とし、手形所有高の減少するや、之を充すことを怠らず。然も外國手形の價格高きときに、之を買入れざるは、要するに斯る買入に依て、益々其騰貴を來す可きを以てなり。斯る場合には銀行は寧ろ金を輸出して、手形所有高を豊富にし如何なる種類の要求に對しても、之に應ずるに遺漏することなきを期す。

クナツプ教授が外國手形政策と割引政策との間に設けたる對照は亦正當のものとなふ可からず。銀行が多額の外國手形を所持し、又其運用を巧妙にすればとて國際支拂上、不利の地位に在る場合には全く割引歩合を動かさずして止むこと能は

ず。金貨本位を安全に維持するには、外國手形の貯藏は單に貨幣貯藏の基礎を確實ならしむるに過ぎず。若し銀行にして今日所持せる是等手形を金貨に引換へ、金貨所藏高を増加するとせば、今日に於けるが如き經濟的作用は將來に於ても同じく確實に行ふことを得べし。左れば奥匈國銀行の制度は英獨兩國の銀行に於ける金貨支拂の方法と異なる所なく寧ろ奥匈國銀行制度の方に勝れるものあるを認む。唯、兩者の間に異なる所は金貨の輸出が銀行にのみ限られ居る點に在りとす。

(註一)一九〇七年に於て外國貨幣、手形等より得し銀行の利益は五百七十三萬二千六百七十二(クロネン)に達せり。

五

前論の如くなるを以て、今後金貨支拂の規定が設けられんか、中央並に市中銀行の割引歩合は高率を持するに至る可しと信ずるは全く誤なりとす。銀行は事實に於て過去十二年間以上金貨支拂行と同一の政策を支持し來りたるものにして、今後如何なる法律の規定も割引歩合に何等の影響を

及ぼすことなかる可く、又假令ひ斯る法律を制定するも銀行をして將來多額の外國手形其他の資産を所有せしむることを妨ぐる能はざる可く、銀行は依然庫中に準備金を貯藏するよりも有利なる方法に之を利用することを止めざる可し。

然れども金貨拂の規定を設けんか、同國は間接に利益する所ある可し。何となれば斯くする時は外國人をして塊國の貨幣制度は完全に樹立せられたるものなることを信せしめ、同國に對する實際信用の増加を促し、多額の負債を有する同國に於て此信用を利用せんか好結果を齎すこと少なからざる可ければなり。

中央銀行の金爲換政策は近時の銀行論に於て最も興味ある問題なり。本論文中獨逸帝國銀行が割引政策のみに依頼するが如く論じたるは事實に當らず。帝國銀行は近年殊に千九百六年來金爲替政策を行ひ、現に過般銀行條例改正委員會の一問題に上れり。Bankenquete 1908.を参照せんか。獨逸兩國中央銀行の金爲換政策の一斑を

知るを得べし。(堀江歸一附記)

遊 戲 の 説

澤木四方吉

一、生理的説明

人間の活動、動作は之を大別して仕事と遊戯との二つと見ることが出来る。此二つは相對立する活動である。人間が其個性を没却して偏に四圍の事狀、即ち實境の要求に従て働く活動を仕事といひ、之に反して個性が自發的に外部に發現したるものを遊戯と名づくるのである。去れば仕事とは活動それ自身以外の他の目的に到達せんとし又は之を成就せんが爲の活動である。換言すれば實際的、功利的目的を有する手段的の動作即ち仕事である。之に反して遊戯とは活動それ自身を目的とする活動、即ち何等實際的目的に拘束されぬ自由な勝手氣儘な活動である。此故に仕事は眞面目である。嚴肅である。遊戯は快活である。愉快である。

る、隨て仕事は常に楽しく愉快なものとは云へぬ、屢々苦痛と不快とを伴ふものである。然るに遊戯は常に愉快で且つ楽しい。こは説明する迄もなく人々の經驗に照らして明かなる事實である。

以上は仕事と遊戯との區別に就いての簡單なる常識的説明なるが、此遊戯といふ現象は如何にして人類否汎く動物に生起したか、そは如何なる職能を有し、且つ如何なる効果を齎らすものであるかといふ説明を試みんとした學説が種々ある。其見解の相異する點より之を大體三つに分けることが出来る。

- (一) 餘剩精力説 (Theory of surplus energy)
- (二) 休息説 (Theory of Recreation)
- (三) 豫備説又は練習説 (Theory of Preparation or Practice)

以上の三説の主張を簡単に説明すると、第一説は動物や人間の精力が生を支へてゆく必要以上になり餘る時は、其餘力が目的なき動作即ち遊戯となりて現はれることを云ふのである。元氣旺盛、

活力盈溢して然も之を用ふべき途を知らぬ時は唯だ理由もなく歌たり、吐鳴たり跳ねたり、戯れたる、取組んで角力したりするものである。活氣充滿せる年少者の場合に於てそれは特に著しい。若し者には時に騒がしく遊ばしめないと必らず善い事をしないものである。抑壓されたる力は必ず何處にか出路を求めて破裂しなければやまぬ。Ingegend muss austoben, der Halter sticht ihn. とか "Youth must sow his wild oats" などの言は如斯き餘剩精力の發散又は發散の必要なことをいふたのである。遊戯は即ち此餘剩精力の發散されて現はれたのであるといふのである。第二説は之と全然反對で遊戯は疲勞を休むる者即ち消耗されたる力を緩めて元氣を恢復せしむる爲めに生じたりと説く。彼の琴の弦や弓の弦は常時之を張り詰めて置くなれば其力を弱むること早く到底永き使用に堪へないであらう。其れと同様に人間も劇しき生存競争場裡に立ちて實務を續けんとするには時々其力の絲を緩めねばならぬ。息を入れねばならぬ。遊戯